

シーキヤス（C-CAS）カード使用許諾契約約款

株式会社佐渡テレビジョン（「当社」という）は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限り、CSデジタル放送用ICカード（C-CASカード）（以下「カード」という）をお客様が使用することを許諾します。お客様がこの約款に同意しユーザー登録申込書に記名・捺印したときに「シーキヤス（C-CAS）カード使用許諾契約」（以下「契約」という）が成立したものとみなしますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

カードには、CATV用セットトップボックス（以下「STB」という）を制御する集積回路（IC）が内蔵されています。このカードは、有料放送サービスの視聴のために必要となります。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この約款に同意したお客様（以下「使用者」という）に限り、この契約に基づきカードの使用を許諾し、STB 1台につき1枚のカードを貸与します。

第3条（ユーザー登録）

お客様に対して、カードによる放送システムの円滑な運用や放送サービスの向上を図るために、当社は、第5条に規定するカード交換やバージョンアップ等のカードの運用管理業務を行います。この業務のために、お客様は次項に定める方法によりユーザー登録を行ってください。

- お客様は、「C-CASカードユーザー登録申込書」に必要な事項を記入のうえ、当社又は代理店に提出してください（以下この記入あるいは次項に定める通知された情報を「登録者情報」という）。使用者は、ユーザー登録後、転居等により登録者情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に連絡をしなければなりません。
- お客様が、当社と契約を締結しているCSデジタル放送の委託放送事業者（以下「放送事業者」という）に対して、カードの使用に関する連絡をされた場合、当該放送事業者から当社へお客様の情報（カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者（法人のみ））が書面又は電子的方法により通知されることがあります。その場合、当社は通知された情報に基づいてお客様のユーザー登録を行います。
- 当社は、登録者情報を、このカードの使用者の情報とみなします。

第4条（カードの管理等）

使用者は、カードをSTBに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないよう十分注意（善良な管理者の注意）をしなければなりません。

- 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第5条（カードの故障交換等）

使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。

- 使用者から当社への連絡により、使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、放送サービス等が視聴できないことによる損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
- 第2項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に変換しなければなりません。

第6条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失、または盗難等により、使用者がカードを使用できなくなった場合、直ちに当社に連絡してください。

- 当社が前項の連絡を受けた場合は、当該カードを無効とし、放送事業者はカードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。
- 破損、紛失、または盗難等により、当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行をすることを不適と認めた場合を除き、カードの再発行を行います。
- 前項の場合、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第7条（不要となったカードの返却等）

使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、カードを返却しなければなりません。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

使用者は、カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

- 使用者は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- 使用者は、カードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。ただし、使用者と同一世帯の者に限り、使用者の責任において、このカードを使用させることができます。

第9条（契約違反）

使用者がこの契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し、当該カードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することがあります。

第10条（免責事項）

当社は、この約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害について当社に故意または重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第11条（契約約款の変更）

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法で周知します。

[別表] カード再発行費用

第5条第2項及び第6条第4項に規定するカード再発行費用は、5,500円（消費税込み）とします。